

1. 件名：(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの令和5年度定期事業者検査報告（開始時）についての面談

2. 日時：令和5年12月18日（月）9時50分～10時50分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

製造部 生産技術課 エリアリーダー 他2名

5. 要旨

○(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「事業者」という。）から、定期事業者検査の開始時における報告について、資料に基づき説明があった。

●令和5年度の加工施設の定期事業者検査は、令和6年2月12日から令和6年3月31日までの予定で実施する。

●核燃料施設等の重要度評価に係る検討状況を踏まえ、前回の定期事業者検査から、保全重要度の見直しを行った。

●放射性廃棄物の廃棄施設（排水設備）について、今年度より新規制基準適合に係る工事の準備中となり、今後適合性確認を受けるまで使用予定がないことから、今年度から定期事業者検査の対象から除外する。

●放射性廃棄物の廃棄施設（排気設備）について、故障により運転を停止していた第11排気系の定期事業者検査を今年度より対象とする。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

●別添2 表2 施設管理実施計画（安全機能を有する施設）の「点検及び試験の項目」欄の機能点検、性能点検において、「保全重要度」欄で「D（事後保全）」と記載されているが、「保全方式又は頻度」欄では「1Y」と記載されているものがある。定期的な頻度で点検を実施するのであれば、事後保全ではなく予防保全に該当するため、保全重要度の記載を見直すこと。

●上記以外の令和5年度定期事業者検査の計画については了解した。

●定期事業者検査報告（開始時）の内容に変更があった場合や、定事検対象設備に不適合が発生した場合には、定期事業者検査報告（終了時）にその旨を記載すること。

○事業者から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

以上